

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、別紙「特記仕様書」のとおりとする。

特記仕様書

1. 業務名称

R 6 波土 浅川港（浅川地区） 海・浅川 臨港道路耐震性能照査業務

2. 業務の目的

本業務は、浅川港（浅川地区）において、耐震強化岸壁背後に位置する臨港道路を対象に液状化対策検討を実施するものである。

3. 業務内容

3.1 設計計画

本業務の趣旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

3.2 資料収集整理

既存施設に関する調査・設計関連資料、既往レベル2地震動検討成果及び地質調査資料を収集・整理する。

3.3 現地踏査

既設施設、周辺施設の状況及び利用状況等を現地踏査により把握する。

3.4 レベル2地震動の作成・評価

対象岸壁位置において、レベル2地震動の作成・評価を行う。作成対象とする地震動は、以下に示す 1)南海トラフ地震（SPGA モデル）とするが、作成対象地震動に変更が生じた場合には、監督員との協議のうえ、契約変更対象とする。なお、2)～3)の地震については、発注者より貸与する既往検討成果及び時刻歴波形を確認するとともに1)の地震と合わせて評価すること。

- 1)南海トラフ地震（SPGA モデル）
- 2)東南海・南海地震（SMGA モデル）
- 3)M6.5 直下型地震

3.5 利用条件・自然条件の設定

耐震性能照査を行うにあたっての利用条件・自然条件を整理・設定する。

3.6 土質資料解析整理

土質資料を整理・解析し、耐震性能照査及び臨港道路液状化対策検討に使用する土質条件を設定する。なお、使用する土質資料は、本年度、別途発注予定の地質調査結果を反映すること。

3.7 照査用震度算定

工学的基盤面から地表面までの一次元地震応答解析を行い、照査用震度を算定する。

3.8 地震応答液状化の判定

一次元の地震応答解析により、レベル1地震動における現地盤及び背面埋立地盤及び臨港道路の液状化予測及び判定を行う。

3.9 安定性の照査(永続・変動状態)

現況断面構造について、性能規定等に基づき永続状態及び変動状態の安定性を照査する。

3.10 安定性の照査(偶発状態)

現況断面構造について、偶発状態における変形量を「液状化を考慮した二次元有効応力解析(FLIP)」により確認を行う。なお、解析断面数は、1断面の実施を想定しているが、断面数に変更が生じた場合には、監督員との協議のうえ、契約変更対象とする。

3.11 臨港道路液状化対策検討

(1)偶発状態の地震応答解析

作成・評価したレベル2地震動(偶発状態)を用いて、地震応答解析により現況及び対策後の変形量(沈下量)の算定を行う。

(2)液状化対策検討

現況における変形量(沈下量)を踏まえ、液状化対策案の検討・選定を行い、標準断面図を作成する。

3.12 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

3.13 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、検討内容を取りまとめた報告書を作成する。成果品の提出は、下記のとおりとする。

- ・報告書(紙媒体:A4チューブファイル) 1部
- ・電子成果品(電子媒体) 2部(正・副各1部)

4. 打合せ協議

打合せは、着手時、中間1回、成果納品時の計3回を行うものとする。